

国民健康保険税の税率改定

改定理由

【背景】

- ・雇用の改善による被用者保険への加入、後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少
- ・高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たりの医療費の増高
- ・医療制度改革による財政基盤の安定化

【財政推計】

A案 (単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	18,134,133	17,861,383	20,246,108	19,785,000	19,721,000
歳出	17,879,799	17,585,016	20,400,883	20,121,780	20,138,180
差額	254,334	276,367	△154,775	△336,780	△417,180

B案 (単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	18,134,133	17,861,383	20,246,108	19,924,000	19,855,000
歳出	17,879,799	17,585,016	20,400,883	20,121,780	20,138,180
差額	254,334	276,367	△154,775	△197,780	△283,180

※平成27年度における差額の補てんは、今後補正予算による対応を予定。

改定案

■税率改定

A案

前提条件：一人当たりの法定外繰入額を、平成26年度決算と同額とする（37,100円）。

改定率 11.3% （一人当たり年額 平均8,540円の増額）

B案

前提条件：一人当たりの法定外繰入額を、平成27年度決算見込みと同額とする（40,200円）。

改定率 7.2% （一人当たり年額 平均5,450円の増額）

■課税限度額の改定

- ・医療保険分を52万円に引き上げる（+1万円）。
- ・後期高齢者支援金分を17万円に引き上げる（+1万円）。
- ・介護保険分を16万円に引き上げる（+2万円）。

改定の考え方

1 保険税収入の減・一人当たり医療給付費の増への対応

- 被保険者数の減少の影響による保険税収入の減少
- 高齢化を背景とした医療費の増加

⇒ 保険税収入と医療給付費に係るかい離の解消が必要

2 医療制度改革の動向

- 平成30年度より国保財政運営の責任主体が都道府県に移行
- 法定外の繰入れの解消に向けた課題への対応
- 標準税率公表による保険税負担の見える化

⇒ 一人当たりの法定外の繰入れの減額又は現状より増やさない対応が必要

検討事項

- 1 財政運営の責任主体が都道府県に移行する平成30年度を見据えた改正のあり方について
- 2 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分 の改定について
- 3 被保険者数の減少に応じた、一般会計からの繰入金のあるあり方について
- 4 課税限度額の改定について
- 5 今後も実施が想定される低所得者に対する軽減措置の拡充と課税限度額の改定に係る取扱いについて